

[事案 28-260] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 5 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右片麻痺、左変形性膝関節症等を原因とする 2 か月間弱の入院について、以下の理由により、終身医療保険に基づく入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 具合が悪く痛みがひどかったため、診察を受けたところ、病院の院長から入院をすすめられ、やむなく入院をした。
- (2) 入院中、外出・外泊もしているが、体が不自由なため、入浴する際に配偶者に手伝ってもらいが必要があり、病院が機能していないときに外出・外泊していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、本入院は、「自宅等での治療が困難」であり「常に医師の管理下において治療に専念」するものと判断することができず、約款上の「入院」には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院中に高頻度で外出・外泊を繰り返している。
- (2) 通院での治療が可能な治療内容である。
- (3) 申立人は毎年 1 回、同様の傷病名で入院し、複数の保険会社から繰り返し給付金を受領している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院中の治療は、必ずしも入院しなければならないものではなく、申立人の病状が重篤であるとの証拠がなく、申立人が頻繁に外出・外泊を繰り返していることなどからすれば、本入院について入院給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。